

募集開始日等の目安《令和5年度4月及び5月開講分》

	4月(24日以降)	5月	備考
受付開始日	令和5年1月4日(水)		共通



受付期間は原則10営業日とします。

受付終了日	令和5年1月18日(水)	16時まで	共通
-------	--------------	-------	----

※認定申請提出期限までに全ての書類を揃えて提出してください
(記載もれ、不足書類がある場合受理できません)

補正期間	令和5年1月19日(木)～令和5年2月7日(火)	共通
------	--------------------------	----



※施設審査の結果補正を要する場合、上記期間内で各審査担当者が指定する期日までに補正後の書類を揃えて提出してください。

認定予定日※変更の可能性有	令和5年2月28日(火)	共通
---------------	--------------	----

～～～ 以下は、4月最短「4月24日(月)」、5月最短「5月1日(月)」に訓練を開始する場合の設定例です。～～～

募集開始日	令和5年3月7日(火)	左記以降の営業日から可能 (認定日翌日から4営業日以上確保)
-------	-------------	-----------------------------------



※募集期間は原則として、営業日で25日以上を確保してください。
※令和5年度4月開講分は20日以上

◆募集期間の延長は原則できません。

募集締切日	令和5年4月4日(火)	令和5年4月11日(火)	
-------	-------------	--------------	--



※募集締切日から選考日まで、3営業日(中2営業日)以上を確保してください。

選考日	令和5年4月7日(金)	令和5年4月14日(金)	※各公共職業安定所及び長野支部に対して、選考結果通知書(ハローワーク通知用)及び選考結果通知書(機構支部通知用)は、「選考結果通知日に必着」するよう提出して下さい。
-----	-------------	--------------	--



※選考日から選考結果通知日まで、中1営業日以上を確保してください。

選考結果通知日	令和5年4月11日(火)	令和5年4月18日(火)	※受講申込者に対して、当該日(選考結果通知日)に選考結果通知書(受講申込者通知用)(様式C-3)を発送して下さい。
---------	--------------	--------------	---



※選考結果通知日から訓練開始日まで、中8営業日以上を確保してください。

訓練開始日	令和5年4月24日(月)	令和5年5月1日(月)	※左記以降の4月中・5月中の営業日としてください。
-------	--------------	-------------	---------------------------



訓練終了日	訓練開始日から起算して、2ヶ月以上6ヶ月以下の適切な期間としてください。		
-------	--------------------------------------	--	--

※営業日＝土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く日

※訓練を中止(募集人員が定員の半数に満たない場合に限り)にする場合は「速やかに」中止届を長野労働局及び長野支部に提出してください。

(参考) 令和5年度5月開講の受講者募集に係る日程(最短)イメージ

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
	3/7募集開始	3/8(水)	3/9(木)	3/10(金)	3/11(土)	3/12(日)
3/13(月)	3/14(火)	3/15(水)	3/16(木)	3/17(金)	3/18(土)	3/19(日)
3/20(月)	3/21(火)	3/22(水)	3/23(木)	3/24(金)	3/25(土)	3/26(日)
3/27(月)	3/28(火)	3/29(水)	3/30(木)	3/31(金)	4/1(土)	4/2(日)
4/3(月)	4/4(火)	4/5(水)	4/6(木)	4/7(金)	4/8(土)	4/9(日)
4/10(月)	4/11募集締切	4/12(水)	4/13(木)	4/14選考日	4/15(土)	4/16(日)
4/17(火)①	4/18結果通知②	4/19(水)③	4/20(木)④	4/21(金)⑤	4/22(土)	4/23(日)
4/24(月)⑥	4/25(火)⑦	4/26(水)⑧	4/27(木)⑨	4/28(金)⑩	4/29(土)	4/30(日)
5/1訓練開始						

就職支援計画書の作成・交付期間が必要なため、選考日から訓練開始日まで、中10営業日以上を確保してください。

※令和5年度予算成立前であり、今後の情勢次第では変更があり得る可能性があります。

※①訓練実績の要件緩和、②介護分野等に係る基本奨励金上乘措置、③短期・短時間特例訓練、④オンライン訓練(同時双方向型)の通所要件及び実技科目での実施については、令和5年3月31日まで(に開始する訓練)の時限措置となっております。令和5年度に向けては、省令改正手続が必要となりますので、それまでの間は認定申請を受け付けることができません。これらの認定申請の受付可否については、決まり次第別途公表される予定となっております。